

墨田区教職員組合ニュース 2023. 11. 6

(東京都公立学校教職員組合墨田支部)

連絡先メールアドレス：ar5t-kym@asahi-net.or.jp ホームページ：<http://www.asahi-net.or.jp/~ar5t-kym>

東京教組ホームページ：<https://tokyokyouso.org> Twitter でも時々発信しています。多忙のため不定期です(^人^)

担当部署との交渉の報告

7月19日(水)に山本亨区長への要請を行い、10月5日(木)に同じ要請項目について区内の労働組合の仲間と共に担当部署との交渉を行いました。区教組からは13項目について要望し、文書回答をもらい、回答を受けて交渉しました。限られた時間の中での交渉で言いたいこと全ては言えませんでした。交渉の概要を一部だけ紹介します。

(組合)労働基準法で定められた休憩時間に確実に休憩できる体制を管理職とともに早急に整備すること。

(回答) 休憩時間は、各学校の管理職判断で設定しています。状況により、休憩時間中に休憩できない場合には、教職員の在校時間の中で休憩をするよう、区教育委員会から各学校へ働きかけています。今後も引き続き、各学校長に指導・助言していきます。

指導室長は、「組合が提供した情報についても副校長の連絡会や幹事校長会など様々な機会を通じて学校には周知しているところです。ただ十分でないところがあるかもしれないので、引き続き各校長には教職員の休憩時間の確保をはじめとした労働環境の改善についてあらゆる機会を通じて指導助言していく」と回答しました。休憩時間に児童生徒の見守りをしていたり学習教室を行ったり給食指導をしていたりしているという問題について複数職場から聞いているため、その件について昨年度情報提供と改善を求める要望書を提出しました。昼の休憩時間に休憩することができないことから、休憩時間が放課後に一括して取ることに変更になった職場が増えましたが、依然として昼の休憩時間に児童生徒の遊びの見守りなどを行っている職場もあります。明らかに労働基準法上も問題なことが、現場で意見を上げているにもかかわらずなぜ長い間改善されないのか疑問です。この件については改善を求め続けていきます。

(組合)区内小中学校の教員の欠員の状況を明らかにすること。

(回答) 教員の欠員の状況は、育児休業及び病気休職のため、区立小中学校全体で44名となっています。そのうち、42名は臨時的任用教員や時間講師で後補充がされています。残りの2名は、当該校の加配教員等による校内調整で対応しています。

上記人数は8月21日段階でのものとのこと。代替者が配置されるまでかなりの時間がかかることや正規教員が配置されないことにより校務分掌の負担が増えている等の問題については把握はしているということでした。東京都では組合の要求によって今年度から産休代替教員の早期(4ヶ月前から)配置できる制度が導入されました。この制度が活用できている職場もあると聞いていますが、残念ながら代替教員が長期間見つからずに制度を利用できていない職場もあります。指導室長は、校務分掌の見直しによる負担軽減をするように指導していると回答していました。実際には負担軽減はされず、誰かがカバーしている場合が多いのではないのでしょうか。正規教員だけでなく再任用教員や会計年度任用職員などの負担も増えているという状況も聞いています。病休代替や産育休代替教員が確実に補充されるような体制整備を要望しました。

(組合)土曜授業の回数を削減すること。土曜授業を実施した場合は、次週に振替休業日を設ける等、教員の健康保持に必要な休息が確実に確保されるようにすること。

(回答) 土曜授業の回数については、各学校の授業時数確保のための工夫や、土曜授業の日数と余剰時数との兼ね合い

を、学校と区教育委員会で協議の上、決定しています。

教員の勤務については、園長・校長の判断で1日又は半日（4時間又は3時間45分）としています。

土曜日に勤務する教員については、園長・校長が適切に定め、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び同施行規則に基づき、週休日の変更又は半日勤務時間の割振り変更を行い、確実に休日を取得できるようにしています。

土曜授業については、毎年削減・廃止を求める声が組合に寄せられています。組合としては、土曜授業の実施は健康に悪影響を与えるだけでなく、教員の生活時間を奪っているという立場から反対しています。その点についてはいつも回答がありません。区教委が土曜授業を削減しようとした学校に削減を認めないということがあったと聞いたため、この点について事実かどうか質問しましたが、回答がありませんでした。土曜授業は超勤4項目に該当しません。土曜授業を実施すると勤務時間の上限を超えるため、普通に考えると労基法違反になりますが、労基法33条3項と給特法5条により勤務時間を延長することはでき、これで土曜授業は可能となっています。しかし、「公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」とされており、長期休業中に振休を取らせるということでは、健康及び福祉を害しないような配慮がされているとは言えません。土曜授業実施の理由の一つとして区教委は、「余剰時数との兼ね合い」ということを言っているため、区教委の余剰時数についてどう考えるかについて確認しました。文科科学省は、標準時数を大きく上回る授業時数は設定すべきでないこと、また、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により授業時数が標準時数を下回ったとしても、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するとはされないという通知を出していますが、区教委の考えもこの文科省の通知と基本的には同じ考えということでした。

～ 注目ニュース ～

★10月15日（日）、きねがわスタンプラリーがありました。墨田社会福祉会館、産業・教育資料室きねがわ、都立皮革技術センターの3つの施設を回りながら墨田区の皮革産業について学べるイベントです。あいにくの雨でしたが、多くの方が参加しました。親子での参加も多かったです。区の職員や教員、高校生も運営に参加しました。

★10月21日（土）、朝鮮第五書中級学校とともに歩む「第五のなかま会」の設立総会でした。初めて朝鮮学校に来たという地域の方、各地区で朝鮮学校と共に活動している日本人の方、地域の労組や市民運動団体の方、議員さんなど多くの方が参加しました。新しく会員になった方もいました。校長の呉さんと卒業生の梁さんが、学校のこと、地域のこと、朝鮮学校のことについて語ってくださいました。梁さんは、朝鮮学校で偏差値という言葉聞いたことがない。One for all. All for one.でみんな助け合ってやってきた。勉強も教え合ってやっていたとおっしゃっていたのが心に残りました。朝鮮学校は今改修工事中です。12月1日に第五応援チャリティーコンサートが行われます。学校関係者は今がんばって練習しています。みなさんぜひご参加ください。

～ 今後の予定 ～

カードケース作りも体験しました！（きねがわスタンプラリー）→

✓ 11月6日（月）16時半～ 東京地公労秋季闘争都庁前総決起集会

✓ 11月11～12日（土・日）東京教組平和と人権フィールドワーク

丸木美術館、狭山事件の現地調査、吉見百穴など

✓ 11月26日（日）14時～16時 東京教組青年部授業講座

「学ぼう！サッカー指導のツボ」

場所 町田セルビア・フットサルパーク 参加費無料

✓ 12月1日（金）18時半～

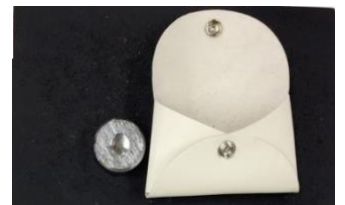
東京朝鮮第五初中級学校応援チャリティーコンサート 場所 曳舟文化センター

チケット 自由席 2000円、指定席 3000円

✓ 12月14日（木）18時半～ 熱と光すみだフェスタ 「ワタシタチハニンゲンダ」上映会

場所 墨田社会福祉会館3階ホール 参加費 500円

★東京教組ホームページのinformationにも色々なイベントのお知らせが掲載されているので、ご覧ください。



東京教組では、組合員を随時募集しています。
東京教組ホームページの「加入申込」から、加入することができます。